

令和8年度 秋田市営墓地(返還墓地) 募集案内

平和公園



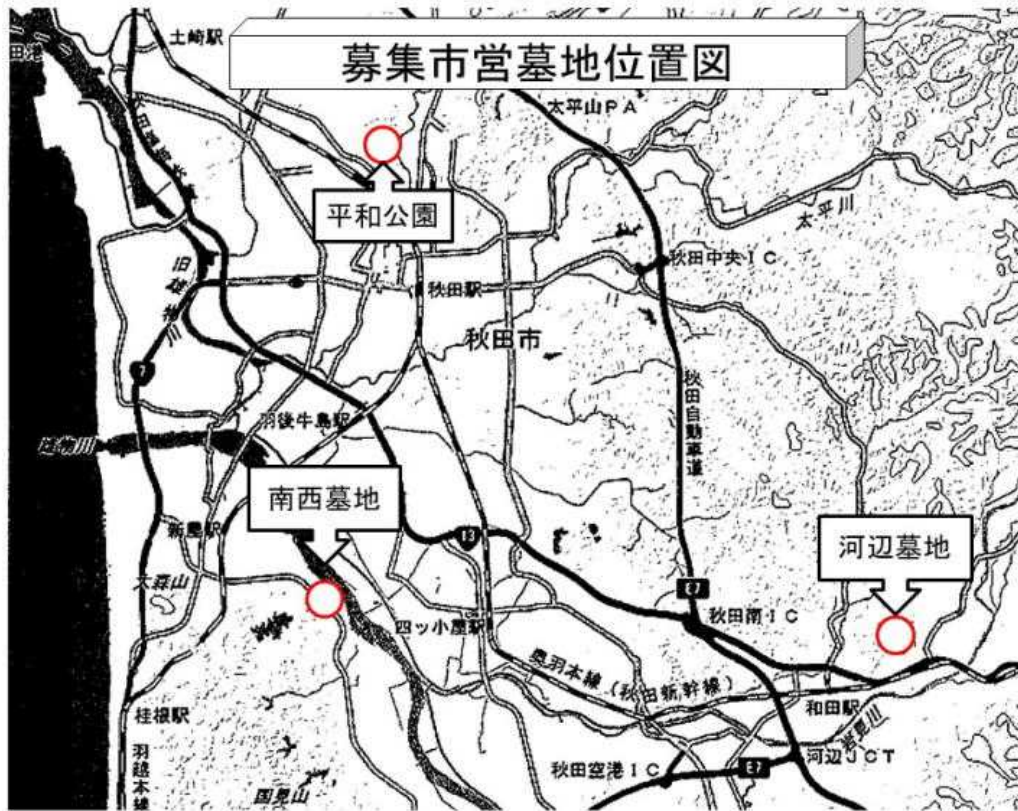
南西墓地



河辺墓地



秋田市市民生活部生活総務課
電話 018-888-5624



平和公園	所在地 交通手段	秋田市泉字五庵山137番地5 車 市役所から約2.5km 約10分 秋田駅から約4.0km 約15分 バス 秋田駅西口から神田旭野線または添川線乗車 天徳寺前バス停下車 約11分 天徳寺前バス停から平和公園入口まで徒歩約3分
南西墓地	所在地 交通手段	秋田市豊岩石田坂字上野214番地1 車 市役所から約10.0km 約25分 新屋駅から約2.0km 約10分 バス 西部市民サービスセンターからマイタウンバス 西部線（豊岩コース）乗車 平の下バス停下車 約9分 平の下バス停から徒歩約5分
河辺墓地	所在地 交通手段	秋田市河辺和田字岡村164番地2 車 市役所から約16.0km 約30分 和田駅から約1.7km 約5分 バス 和田駅前からマイタウンバス南部線（河辺地域 Aコース）乗車 式田口入口バス停下車 約5分 式田口入口バス停から徒歩約10分

秋田市平和公園5区画、南西墓地1区画、河辺墓地10区画の使用者を次のとおり募集します。（返還された区画を再整備して、募集するものです。）

1 申込みの資格（以下の要件を全て満たす方）

①～③の要件を全て満たす方が対象となります。生前申込み、分骨、改葬などは対象となりません。申込みは1人1区画です。

- ① 秋田市に住所又は本籍がある方
- ② 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
- ③ 現在、焼骨を自宅に保管し、または寺院等に一時保管しており、お墓のない方

2 募集期間

<一次募集>

令和8年6月17日（水）～令和8年6月30日（火）

<二次募集>

令和8年7月14日（火）～令和8年12月25日（金）

- ◇ 二次募集は、一次募集で申込みのなかった区画がある場合に行います。
- ◇ 二次募集は、募集区画すべての申込みがあった時点で締め切らせていただきます。

3 受付窓口等

<一次募集>

	課所室名	直通連絡先
① 受付窓口	生活総務課（市役所1階）	888-5624
	北部市民サービスセンター 市民生活担当	893-5983
	西部市民サービスセンター 戸籍・住民票担当	826-9005
	南部市民サービスセンター 市民担当	838-1215
	駅東サービスセンター（アルヴェ）	887-5320
	河辺市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	882-5161
	雄和市民サービスセンター 市民生活担当	886-5525
② 受付時間	午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜を除く） （駅東サービスセンターは午前9時から）	

※一次募集に郵便で申込みする場合は、「5 申込み時の提出書類（一次募集分）」を以下に郵送してください（6月30日（火）必着）。

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 生活総務課 墓地・斎場整備担当 宛

<二次募集>

- ① 受付窓口 生活総務課（市役所1階） 直通連絡先 888-5624
 - ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜および祝日を除く)
- ※二次募集は郵送による受付を行いません。詳しくは「10 申込みのなかった区画の二次募集」をご確認ください。

4 募集区画および使用料等

- 募集区画および使用料等は、別紙1および別紙2のとおりです。
- 現状での引渡しとなりますので、現地を確認の上、お申込みください。
- 永代使用料、管理手数料（年額）のほか、別途、墓碑等を設置する費用が必要となります。
- 管理手数料については、その年度によって改定することがあります。

5 申込み時の提出書類等（一次募集分）

(1) 墓地使用許可申請書

(2) 添付書類

ア 申請者の住所および本籍がわかる書類（運転免許証の写し・マイナンバーカードの写し・本籍が記載された住民票・戸籍全部（個人）事項証明書（※）など）

イ 死体（胎）埋葬・火葬許可証（内容確認後、返却します。）

ウ 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など（内容確認後、返却します。抽せんではずれた場合、次回の申請でも使用できます。）

※ 本籍が記載された住民票・戸籍全部（個人）事項証明書等は、内容確認後、コピーして返却します。（住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。）

【留意事項】

- 死体（胎）埋葬・火葬許可証を紛失した場合、秋田市で火葬された方については受付窓口で再交付の申請が可能ですが、秋田市以外で火葬された方については火葬された市区町村へお問い合わせください。
- 戸籍全部（個人）事項証明書等は、遠方の場合、取り寄せに時間がかかることがありますので、お早めにご準備ください。
- 郵便で申込みする場合、添付書類については写しを郵送してください。
- 墓地使用許可申請書の内容に虚偽があった場合は、抽せんでも取り消します。

6 公開抽せん（一次募集分）

- (1) 抽せん日時 令和8年7月7日（火）
午前10時（午前9時30分から受付開始）
- (2) 会場 秋田市役所正庁（秋田市役所 5階）
- (3) 抽せん対象 複数の応募があった区画
※区画への応募者が1人だった場合は、抽せんの前に電話でお知らせします。
- (4) 抽せん方法 申請を受付した際に交付する「墓地公開抽せん通知書」に記載された抽せん番号をもとに、職員が回転式抽せん器により行います。
- (5) 入場・見学 「墓地公開抽せん通知書」を持参し、自由に入場・見学していただくことができますが、参加の有無により当せん者の決定に影響を及ぼすことはありません。
- (6) 抽せん結果 申請者全員に当せん(非当せん)通知書を郵送することによりお知らせするほか、ホームページに掲載します。
※抽せん結果に関する電話での問合せには、お答えできません。
- (7) その他 申込みのなかった区画については、二次募集を行います。「10 申込みのなかった区画の二次募集」をご確認ください。

7 当せん者の提出書類等（一次募集分）

当せん通知書が届いた方は、7月27日（月）までに以下の書類を生活総務課まで提出又は郵送してください。

- (1) 当せん者の本籍が記載された住民票（※1）
- (2) 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書
- (3) 当せん者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など
- (4) 保証人届（※2）（保証人になる方の本籍が記載された住民票（※1）を添付）
※保証人に関する要件は「1 申込みの資格」の②をご確認ください。

- ※1 当せん者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。
- ※2 保証人が市外に住所のある方の場合は、当せん者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを添付してください。

8 永代使用料および管理手数料の納入（一次募集分）

- (1) 当せん通知書とあわせて、永代使用料および管理手数料の納入通知書を郵送しますので、秋田市指定金融機関等において7月27日（月）までに一括して納入してください。

※永代使用料は、本庁舎および各サービスセンターでは納入できません。

納入場所については、納入通知書裏面の「納入場所」を参照してください。

- (2) 期限までに納入されない場合は、墓地使用許可を行いません。
(3) 次年度以降の管理手数料は、毎年度初めに送付する納入通知書で納入していただきます。

9 墓地使用許可証の交付（一次募集分）

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、8月上旬頃に墓地使用許可証を郵送します。

10 申込みのなかった区画の二次募集

- 申込みのなかった区画がある場合は、二次募集を行います。希望する方は空き区画をご確認の上、以下を参考に申込みしてください。
- 二次募集は郵送による受付を行いませんので、提出書類を受付窓口へ提出してください。

(1) 募集期間

令和8年7月14日（火）～令和8年12月25日（金）

(2) 受付窓口

生活総務課（市役所1階） 直通連絡先 888-5624

(3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜および祝日を除く）

(4) 申込み時の提出書類

ア 墓地使用許可申請書

イ 保証人届（※1）

ウ 添付書類

(ア) 申請者の本籍が記載された住民票（※2）

(イ) 死体（胎）埋葬・火葬許可証（内容確認後、返却します。）

(ウ) 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書

(エ) 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など

(オ) 保証人の本籍が記載された住民票（※2）

※1 保証人が市外に住所のある方の場合は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを添付してください。

※2 申請者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

- (5) 使用者の決定
申込みの順番で決定（先着順）
- (6) その他
 - 申請書等に不備がなければ、後日、永代使用料および管理手数料の納入通知書を郵送します。
 - 永代使用料および管理手数料の納入を確認後、墓地使用許可証を郵送します。

11 墓碑等（墓石）の設置等

- (1) 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。
- (2) 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格（13 墓碑等の形態・規格参照）としていただきます。
- (3) 墓碑等以外の工作物（卒塔婆立て、墓誌、植栽等）は設置できません。
※平和公園墓地の園道B-1、自由J-67、自由J-76、自由J-91、自由M-9を除く。
- (4) 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、別途、届出が必要です。

12 利用に当たってのお願い

- (1) 供物、骨箱、卒塔婆などは、必ずお持ち帰りください。お花は、秋田市で片づけます。なお、造花についても状況により片づけますので、ご承知おきください。
- (2) ろうそく、線香等をお使いの際は、周辺に燃え移らないようご注意ください。また、火が消えたことを確認してからお帰りください。
- (3) 使用区画内は、各々で管理していただくことになっておりますので、定期的な清掃などをお願いします。
- (4) 墓地内の除雪は原則行いませんので、ご了承ください。また、給水場については、冬期間（12月上旬～3月上旬）使用できません。
- (5) 彼岸やお盆時は、墓参のための車両で大変混みあいます（特に午前9時頃～午後1時頃）。駐車スペースが限られておりますので、墓参日や時間をずらすなどのご協力をお願いします。また、路上駐車は、事故や渋滞にもつながりますので、所定の駐車場をご利用ください。

13 墓碑等の形態・規格

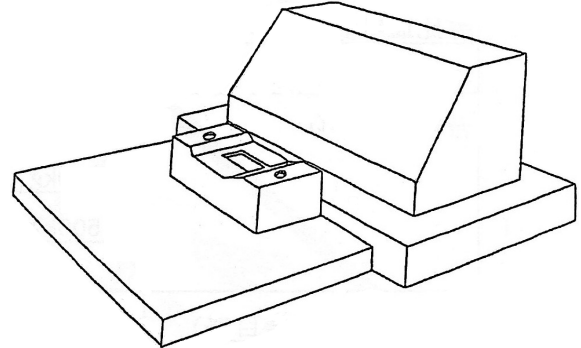
平和公園の墓碑等の形態および規格（一般芝生墓地）

(1) 墓碑等の形態（A墓域6㎡、B墓域4.5㎡）

【対象区画（7区画）】

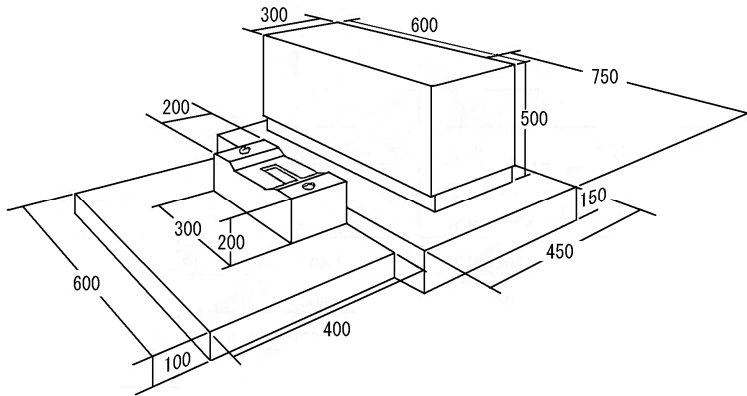
A-115 A-132 A-154 A-178
A-203 A-255 B-405

※墓碑の形態は二種類あります。



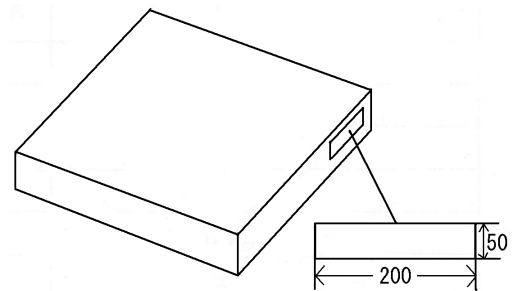
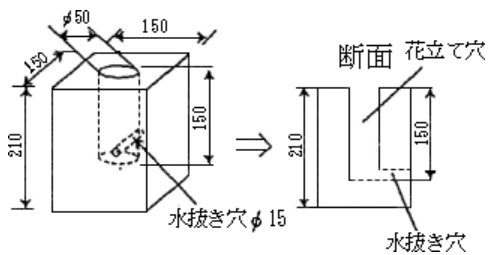
(2) 墓碑等の規格

ア 墓碑・台石・香炉・香炉台



イ 花立て

ウ 台石（墓地番号）



備考

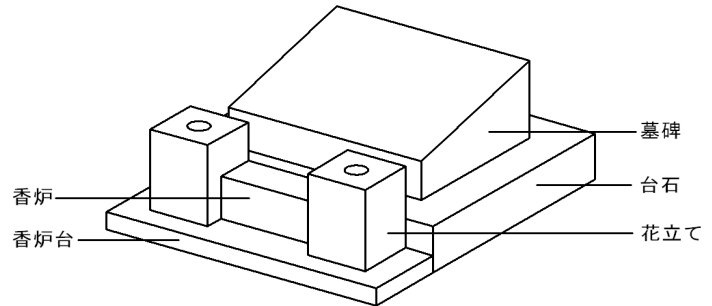
- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（規制芝生墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制芝生4.5㎡）

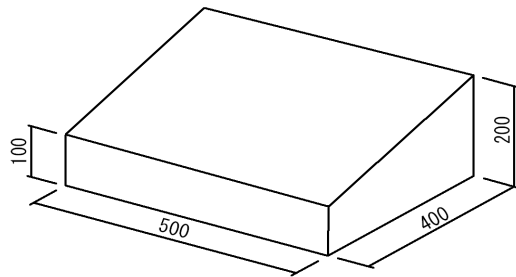
【対象区画（3区画）】

B-674 B-823 B-889

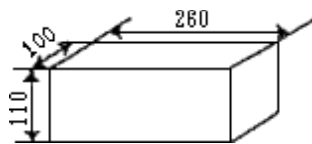


(2) 墓碑等の規格

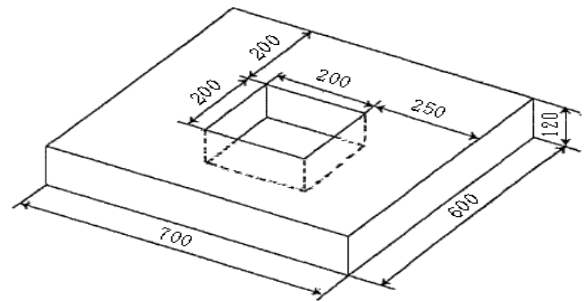
ア 墓碑



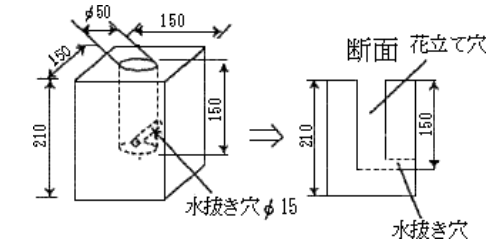
ウ 香炉



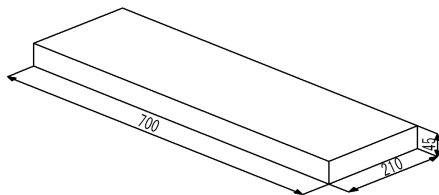
イ 台石



エ 花立て



オ 香炉台



備考

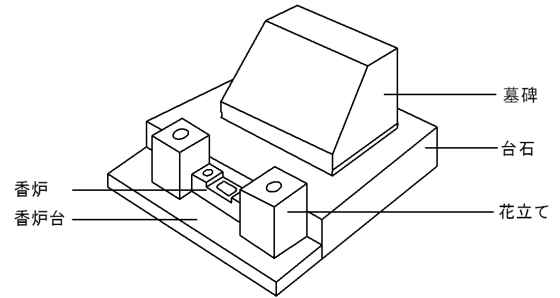
- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

平和公園の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制一般4m²）

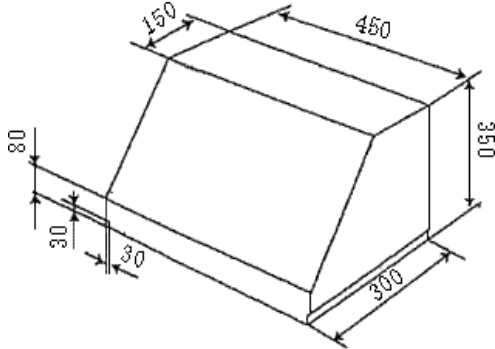
【対象区画（36区画）】

B-1041	B-1264	B-1304	B-1329
D-2202	D-2366	D-2381	D-2391
F-3016	G-3207	G-3218	G-3262
G-3326	G-3351	G-3400	H-4080
H-4353	I-5080	I-5203	J-6253
J-6304	K-7025	K-7089	K-7128
M-9007	M-9088	M-9153	M-9177
M-9185	M-9280	N-10015	N-10023
N-10029	N-10044	N-10126	N-10130

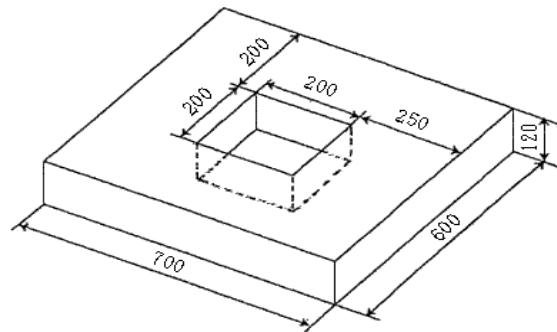


(2) 墓碑等の規格

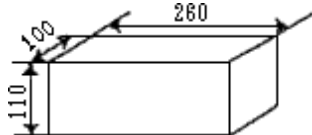
ア 墓碑



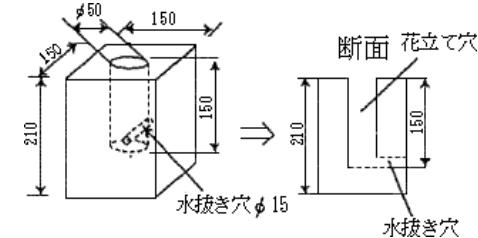
イ 台石



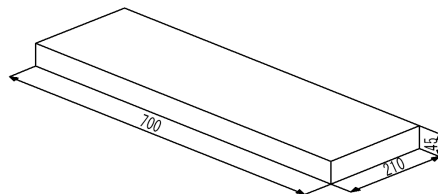
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A123の場合は123と彫刻。

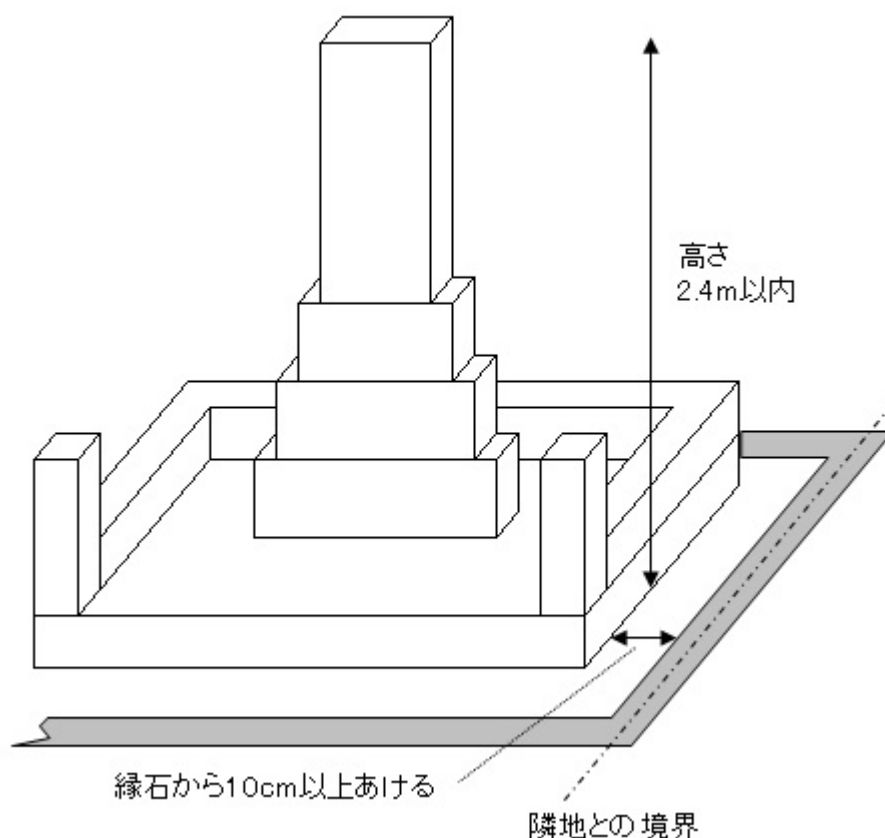
平和公園の墓碑等の形態および規格（園道・自由墓地）

【対象区画（5区画）】

B-1（園道） J-67（自由） J-76（自由）
J-91（自由） M-9（自由）

平和公園の園道・自由墓地の規格制限については以下のとおりとなります。

- (1) 墓碑及びこれに類する施設の高さは、カロートを埋設している状態から2.4mを超えないこと。
- (2) 墓碑等を設置するときは縁石の内側10cm以上あけること。
- (3) 納骨施設は墓所面積の2割以内とする。
- (4) 植樹する場合は、高さ2m以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼさないこと。
- (5) 規格によらなかった場合は、維持管理上必要な措置を命ずることがあります。

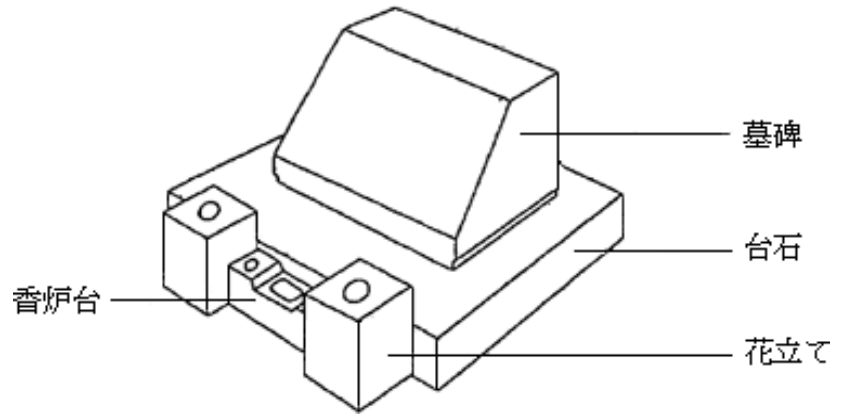


南西墓地の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制一般 4 m²）

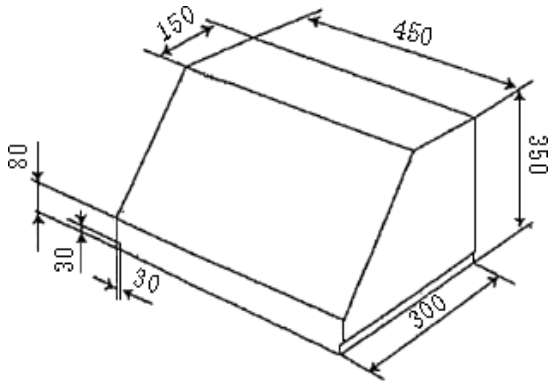
【対象区画（1区画）】

348

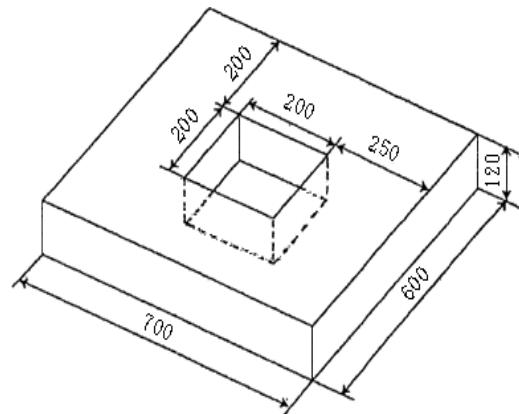


(2) 墓碑等の規格

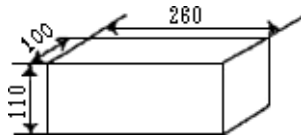
ア 墓碑



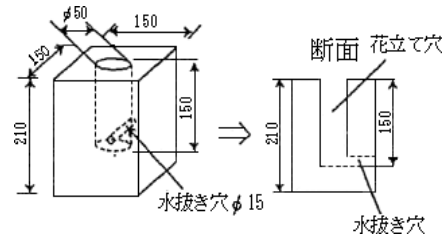
イ 台石



ウ 香炉台



エ 花立て



備考

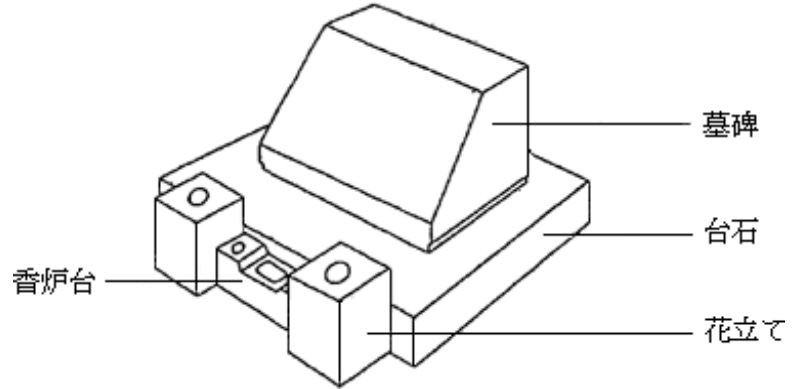
- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
 - 2 香炉台および花立ての設置は、任意とする。
 - 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。

河辺墓地の墓碑等の形態および規格（規制一般墓地）

(1) 墓碑等の形態（規制一般 4 m², 6 m², 9 m²）

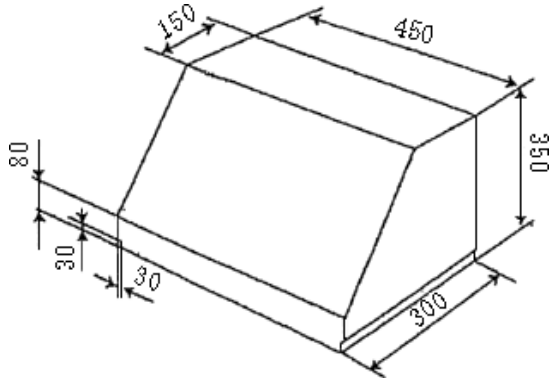
【対象区画（10 区画）】

D(4)-11	D(4)-23	D(6)-14	D(9)-4
G-11	G-13	H-10	H-23
H-92	H-95		

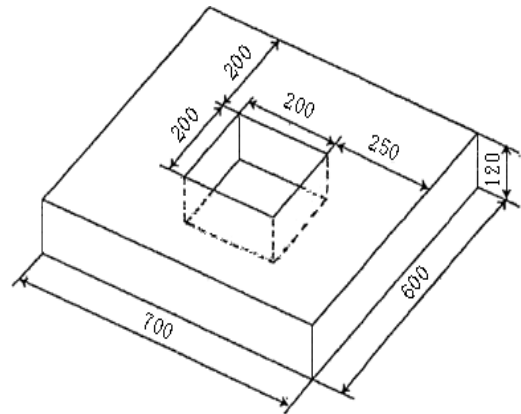


(2) 墓碑等の規格

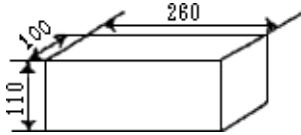
ア 墓碑



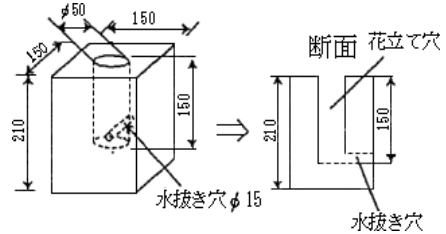
イ 台石



ウ 香炉台



エ 花立て



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉台および花立ての設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。